

全国高等学校登山大会成績評価実施要領

全国高体連登山専門部

全国高校総合体育大会は、高校における各種スポーツの振興をはかり、その健全な発展のために開催される。全国高等学校登山大会もその一部門として、総合体育大会との関連において運営されなければならない。

この登山大会は、正しい高校登山の在り方を求め、その着実な展開と研究を主目的として安全登山を推進するためのものである。

この登山大会の成績評価は、単に優勝を競い順位を争うためのものではなく、大会の主旨を尊重し、登山の基礎的な技術・態度を着実に実践できることを主眼として次の基準によって行うものである。

全国高等学校登山大会＜審査基準と指導目標＞

区分	審査項目	審査内容	指導目標	審査細目
I 行 動 (50点)	1 体 力 (40点)	・その山行にふさわしい体力がある。	・持久力のある体力を持ち、山になれた歩行ができる。 ・スタミナの配分を心得、安全・確実な登山を楽しむ余裕をもつ。	・持久力。 ・スタミナの配分。 ・リズム、スピード、バランス。 ・チーム内、チーム間の適度な間隔。 上記について留意し、定められたコースを登山し総合的に評価する。
	2 歩行技術 (10点)	・安全確実な歩行技術が身についている。		・歩行バランス。 ・適度な歩幅。 ・スリップ、転倒をしない。 ・走らない。 ・リズムカルな歩行。
II 生 活 技 術 (15点)	3 装 備 (5点)	・必要品の所持。 ・その数量と保安が適切である。	・必要品の所持とその数量が適切であり、合理的な収納、パッキングを行うことができる。 ・身体保護のための適切な服装着用ができる。	(注) <u>アンダーライン</u> は個々に防水する携行品 (注) ○印はサブザック行動時に携行する装備品 ・共同携行品 テント一式(フライを含む)、○ツェルト、炊事用具一式、コンロ、燃料、○救急装備、○ラジオ、○温度計、予備食、○修理具、○裁縫用具 ・個人携行品 ○雨具(上下)、○防寒着、 <u>寝袋</u> 、 <u>着替一式</u> 、○水筒、食器類、○細引、○ <u>ヘッドランプ</u> (予備電池を含む)、○計画書、

II 生 活 技 術 (15点)	3 装 備 (5点)			○大会地図、○磁石、 ○時計 ○筆記具 ○ナイフ、 ○呼笛、○手袋、○マッチ、 ○ライター、○非常食、 ○行動食、ザック、ザックカバー、○サブザック、 ○(その他その山行に合った必要品) ・必要な救急装備の所持。 ・服装 登山大会服装規定に従う。 登山靴、帽子的着用。 ・携行品の破損の有無。
	4 設営・撤収 (5点)	・動作に無駄がなく、メンバーの連携と手順がよい。	・テントの仕様を理解し、強度を損なわず、特性を活かした適切な扱いができる。 ・安全に、かつ悪天時にも対応しうる適切な設営手順を身につける。	・指定時間内での設営、撤収。 ・手順。 ・ペグの位置、打ち込み、本数。 ・張り網の適正な張り方。 ・設営中及び設営後のザック等の整理。 ・撤収後の整地。
	5 炊 事 (5点)	・安全や衛生に配慮している。 ・食料計画が適切である。	・食料計画は栄養的知識に基づいた献立と調理法を理解し、行動計画に適合して工夫と応用ができる。	・コンロの正しい使い方。 ・安全への配慮。 ・燃料の量及び管理。 ・食料計画と実際の一致。 ・衛生的な調理。
III 知 識 (20点)	6 天 気 図 (4点)	・天気図の作成・解析、天気予報ができる。	・気象に関する基礎的知識を持ち、天気図の作成と解析、天気予報ができる。	・各地点の気象。 ・放送等圧線。 ・等圧線。 ・高気圧、低気圧、前線。 ・解析・予報。
	7 課題テスト (1)自然観察 課題テスト (4点) (2)救急知識 課題テスト (4点) (3)気象知識 課題テスト (4点)	・登山に臨むうえでの基礎的な知識を有する。 ・会場となる山域についての基礎的な知識を有する。	・状況に応じた適切な対応をとれるよう、実践的な知識を習得する。 ・対象となる山域について研究し、必要な知識を身につけて登山に臨む。	(1)(2)(3)共通課題として、予報第1号より、大会山域に関する基礎的な知識を問う。 このほか、各課題テストでは次の内容で出題を行う。 (1)登山を行う上での一般的な知識。 (2)実地に対応できる基礎的救急処置の知識。 (3)天気図等の情報の活用、観天望気を行うための基礎的な知識。

	8 計 画 書 (2 点)	・登山計画書の記載が適切である。	・登山計画書の必須事項を適正に記載する。	・メンバー表(氏名、生年月日、住所、保護者、電話)、緊急連絡先(留守本部、大会本部)、日程表、荒天対策、概念図、断面図、装備表(共同、個人分担表、重量)、食料計画(献立、カロリー、分担、重量、予備食、行動食、非常食)、救急装備表。
	9 行動記録 (2 点)	・行動記録の記載が適切である。	・事後に役立つ行動記録の記載をする。	・主要地点の出発・到着時間、または通過時間、天気、コースの概況、自然観察(植生含む)、体調の記入。
IV 読図技術 (10 点)	10 読図技術 (10 点)	・コース上の定点の位置が、地形図上で特定できる。	・読図・地形の観察が現地で即応できる。	・読図による地点確認。
V マナー・自然保護 (5 点)	11 マナー・自然保護 (5 点)	・自然保護をわきまえ、マナー全般がよい。	・自然保護をわきまえ、マナー全般にわたり良く、他の登山者への気配りができる。	・時間の厳守。 (出発・集合・起床・就寝) ・休憩時のザック位置の配慮、マナー。 ・歩行中のマナー。 ・自然保護への配慮。 ・幕営地におけるマナー。 ・指示の遵守。

(平成27年11月改正、平成30年11月一部改訂)

全国高等学校登山大会審査確認事例

この「全国高等学校登山大会審査確認事例」は、全国大会の審査をわかりやすくすること、日常の登山活動に活かすことなどを旨として作成しました。全国部報掲載の「審査基準と指導目標」や「審査員長の講評、審査報告」とあわせて、翌年度の大会や登山活動の参考にしてください。

この「全国高等学校登山大会審査確認事例」について質問等がある場合は、各都道府県の委員長を通して事務局へ申し出てください。

下記掲載の「観点」について

以下に示す「観点」は、過去の大会の審査を通じて蓄積された資料に基づき、それらを整理したものです。

登山はまさに「生き物」です。山域や標高、地形や気象条件などによって、その時、何をすべきかが刻々と変化し、さらに技術や装備の進歩によって登山の常識が変わることがあります。よって、審査基準の冒頭に「安全登山」の推進を第一義にもとめる登山大会の審査においては、以下に掲載する「観点」と、それにともなう評価が変わる場合があることを付言します。

※表内の「観点」の文言は、枠の関係で簡略化した表現となっています。

1 体力

- (1) 設定された登山コースを歩き、その登山行動にふさわしい体力があるかどうかを総合的に評価する。
- (2) 原則として、大会2日目及び3日目は15点満点、大会4日目は10点満点として審査し、その得点を合計する。
- (3) チーム行動では規定時間・制限時間を設け、それに基づいた得点の算出を行う。
- (4) 体力の審査は、下表により「A（普通に歩けている）・B（やや劣っている）・C（劣っている）」の観点で評価する。ただし、このうち「間隔」については、下り、危険箇所などでは柔軟に判断する。

観 点	
A	・ 一定のリズムで歩いており、表情にも落ち着きや余裕がうかがえる。
B	・ リズム感がなく、明らかに登りでのペースが遅い。 ・ 頻繁に立ち止まる（前のチームに進路を塞がれている場合を除く）。 ・ 息遣いが荒い（通常の登山者と比較して異常である）。 ・ 苦しそうな表情を浮かべている。 ・ チーム内のメンバー間の間隔が3m以上開く。 ・ チーム間の間隔が5m以上開く（隊行動の場合）。 ・ 審査員がいる場所の手前で止まり、あるいは減速した後、ペースを整えようとする。
C	・ Bに挙げた状況が著しく悪い。

チーム行動において、タイムレースのようなペースで登り、呼吸が乱れたり苦しそうな表情になっていたりする場合は、どれだけ速くても上記によりBの評価とする。

- (5) 「離脱」に該当しないチームの場合、1日の体力点は、その日の満点の30%以上とする。
- (6) 「離脱」および「棄権」の場合の体力点は以下の通りとする。このうち「班離脱」は隊行動を行うときのみ適用する。
 ※「離脱」等の規定については別掲参照
 - 班離脱 → その日の体力点を満点の30%とする
 - 隊離脱 → その日の体力点を満点の10%とする
 - 行動離脱 → その日のすべての審査を0点とする
 - 棄 権 → すべてを参考点として順位は付けない
- (7) 体力不足による「班離脱」ではなく、トイレ等の生理現象等で、短時間、班を離れる場合は「班離脱」の対象とはしない。
- (8) 最終日の審査員による審査は原則として午前中で終了となるが、体力点は登山行動終了までを対象とする。

2 歩行技術

- (1) 安全確実な歩行技術が身についているかなどを審査する。
- (2) 歩行技術の審査では、歩行バランス、適度な歩幅、スリップ、転倒しない、走らない、リズムカルな歩行などを審査する。
- (3) 地形図や記録帳を常時手に持ち歩くことは適切でない。
- (4) 歩きながら地図を見たり、記録を取ったりはすべきではないが、隊や班の進行が止まった状態で安全であれば行っ

てもよい。

- (5) 安全が確保されていればハイドレーション・システム（ドリンキングチューブ）等を使用して歩きながら水分を補給してもよい。ただし、チューブを固定するなどして行動の障害にならないようにする。

歩 行	観 点	
	転倒する	靴紐がほどけている
	しりもちをつく	歩きながら地図を見る、記録を取る（常時所持）
	スリップする	首に紐などをぶら下げている（紐の処理、危険排除）
	バランスを崩し、手をつく	必要に応じた手袋の使用
	走る、飛び降りる	その他（審査員会で協議）
	通過にもたつく	

- (6) 紐付きの筆記用具は、常時、首からぶら下がった状態とならないよう、ボールペン等はポケットに入れるなどの処理をする。タオルを首に掛ける場合は襟の中に入れる。
- (7) 安全のため、靴ひもの末端処理を行う。また、必要に応じて手袋を着用する。
- (8) 落石を発生させてしまったときは、「落石!」（「ラック!」）と叫び、下を歩く登山者にいち早く知らせる。

3 装備

- (1) 必要品の所持、その数量と保安、パッキングが適切であるかなどを審査する。
- (2) 審査基準記載の個人および共同携行品リスト、服装の規定、救急装備から品目を抽出して審査する。
- (3) 審査基準の装備以外でも、その大会の要項、予報等で求めたものは審査の対象とする。
- (4) 装備検査の対象となった装備品は、携行している状態のままで提示する。防水については、個々にジッパー付きポリ袋もしくは防水機能付き袋に入れ、必ず封をする。ただし、シュラフについては大型のポリ袋で包み込むことも認める。個々に防水をする必要のあるものについては、他のものと同封しないこと。
- (5) ツェルトは大きさを問わない。
- (6) コンロは複数台所持し、燃料の予備を1日分程度持つ。
- (7) 救急装備は、医薬品類として消毒薬・虫さされ薬・湿布薬・救急絆創膏、またそれに付随するものとして体温計・三角巾・包帯・テーピング（幅35mm以上、巻きの厚さが1cm以上で固定をするための非伸縮性のテープ）を所持する。風邪薬・整腸剤（胃腸薬）・鎮痛（解熱）剤等は、必要ならば個人で持参する。
- (8) 持参する医薬品については、製造元の記した医薬品名・効能・使用法・有効期限がわかるようにする。
- (9) 救急装備は、防水や衛生を考えながら一つのケースにまとめ、破損にも注意する。
- (10) ラジオやライトは電池の絶縁か、電源が入らない何らかの工夫をする。スイッチのホールド機能も可とする。
- (11) 予備食は下山が遅れた時などに対応するもので、通常の食事に準ずる内容のものである。コンロを使用することを前提に、メンバーの1日分程度（1人あたり1食300kcal以上のものを2食以上）をパーティとして持参する。また、通常の食料と区別がつくよう、予備食であることを明記する。
- (12) 修理具は、ペンチまたはプライヤー・針金（50cm以上）・針と糸・布ガムテープまたはリペアテープとする。
- (13) 防寒着はウール素材か羽毛素材、フリース素材等厚みのある保温性の高いもので、長袖のものとする。
- (14) 着替は、大会中、連日山行を続けるということを考慮し、健康や体力等を維持するために濡れた時に着替えをする際に必要とする衣類を指す。
- (15) 水筒については、緊急時に備え、真水も必ず携行する（1人500mL以上）。
- (16) 細引きは4～6mmの太さで5m程度とする。
- (17) 充電式のヘッドランプについては、充電できるバッテリー等を持参する。
- (18) 地図は、大会実行委員会から配布されたものを携行する。
- (19) 地図・計画書については、耐水紙が使用されている場合にはさらに防水する必要はない。
- (20) ナイフは非常時の対応や調理での使用等を用途とするものである。カッターナイフは指定携行品として認めない。携行上の安全の観点から、フォールディングタイプとする。
- (21) 非常食は、基本的に調理が不要でそのまま食べられるもの。しかも、量的には少量でも栄養価が高く、腐敗しにくいもので、1日位は食いつなぐことのできることを目安とする（具体的には、1日の基礎代謝量基準値が1200～1500kcalであることを考慮し、最低1000kcalは所持するものとする）。個々人で持参し、一つにパッキングして非常食であることを明記しておく。
- (22) 帽子は風で飛ばないように工夫する。
- (23) ウェストポーチの使用は可とするが、歩行の支障とならないよう、大きさに注意する。

- (24) 記名については、実施要項に記載されている指示に従う。
- (25) 登山行動中にザックのデポを行う場合、天候の急変や鳥獣による被害に備える。
- (26) 装備はすべて選手が所持するものとする。監督個人用を除き、食料、ゴミを含め、監督に一部を持たせることはできない。

4 設営・撤収

- (1) 風雨や事故防止に配慮がなされ、テントの機能を損なわぬよう、チームとして合理的に設営が行われているかなどを審査する。
- (2) 配点は、設営・撤収の手順 1.5 点、設営後のチェック 3.5 点とする。
- (3) 設営はすべてエリア内で行う。ザックの蓋を閉めた状態から笛の合図で開始し、笛の合図で終了するまでの 10 分間とする。終了の合図があったらテントエリアから出る。ザック、ハンマー等をテントに収納し、出入り口のアスナーを閉めた状態をもって完成とする（メッシュの状態も可）。
- (4) 設営手順は悪天にも対応できるように工夫する。
- (5) テント外のグランドシートは必ずしも使用の必要はない。使用する場合はテント本体底面程度の大きさまでを適切と判断する。
- (6) ポールの地面へのばらまきは、接合部に砂や小石が入ることによる破損の原因となるため、減点対象とする。
- (7) ペグを打つときは手の保護のため、ペグを持つ手に手袋を着用する。手袋は指先までであるものとする。
- (8) ペグはその形状、打ち込みの深さに関係なく、利いているか否かを審査の観点とする。
- (9) 張り綱は一部でも地面に埋没させてはならない。
- (10) 張り綱は、適度なテンションがありながら、テントやフライ、それらのアスナーに無理な負荷がかからない程度の強度を適切と判断する。
- (11) 就寝時にテントやフライの入り口を開けておくことは、天候、害虫等の条件を考慮したうえであれば可とするが、フライの取り外しは不可とする。
- (12) 就寝時は基本的に装備・食料等をテントの中に格納する。靴はフライの下においてもよいが、濡れないように配慮する。
- (13) テント撤収後は幕営地の原状回復をする。

設 営 ・ 撤 収	観 点	
	設営・撤収時	完成時
	チームワーク・手際	ペグ本数不足
	ポールの地面への放置	ペグ打ち込み過ぎ
	テントの扱い（土足、踏むなど）	ペグ打ち込み強度不足
	袋、物等が散乱状態	ペグの方向・位置
	ペグ打ち時の手袋	張り綱なし
	ザック散乱（本体）	張り綱の適切な処理
	ザックの雨蓋の処理	ザック、テント内へ未収納・整理整頓
	撤収・整理（ゴミ等）	入り口アスナー、開いた状態
	ペグ穴埋め戻し	ハンマー未収納（手中、テント外など）
	予備（ペグ 2 本、張り綱 1 本）、ポール補修金具	本体とフライの接合
	監督からの指示	その他（審査員会で協議）
	その他（審査員会で協議）	

5 炊事

- (1) 安全や衛生に配慮しているか、食料計画が適切かなどを審査する。
- (2) 炊事は原則としてテントエリア内で行う。テントの内外は、朝食は任意、夕食は指示がなければ外とする。夕食を作る際は必ずコンロを使用する。
- (3) コンロの安定と輻射熱対策は、コンロの形状にかかわらず、コンロ台を用いるか、バーナーシートと三脚等の併用によるものとする。
- (4) 火気使用時は手袋（熱に強い物、綿素材の軍手は可）を着用して事故を防止する。
- (5) 炊事中は常にコンロ・コッヘルに注意をはらって事故防止につとめる。

炊 事	観 点			
	コン ロ	コンロの適切な使用	整 理	テント内の整理整頓
		コンロ台の有無		衛生シート周辺の整理整頓
		手袋の着用		ゴミの分別
		管理者不在	計 画	メニュー・調理の工夫
	衛 生	衛生シートの有無		計画書との不一致
		シート上の土あがり放置	その他	審査員会で協議

- (6) 主食はα化米も可とする。副食は、レトルトやインスタントの食品を単純に使用するのではなく、野菜（乾燥野菜可）など、その他の食材を組み合わせるなどして調理に工夫をする。
- (7) 調理は衛生シートの上で行う。ただし、コンロは衛生シート上で使用しない。
- (8) 食材の消費期限や保存方法に配慮する。

6 天気図

- 天気図の作成・解析、天気予報ができるかを審査する。
- 天気図作成は録音または原稿読み上げによる一斉聞き取り方式で行い、制限時間は放送終了 20 分後までとする。
- 予報対象は気象通報翌日の大会山域とする。
- 作図にあたっては、統一学習資料「登山と気象知識」の「Ⅱ地上天気図の書き方」に準じることとする。
- 作図の際、油性マジックペンを使用してはならない。
- 天気図の審査項目
 - ①各地の天気、船舶からの報告
 - ・風向、風力、天気、気圧、気温の記入が適切か。
 - ・記入方法に誤りがないか。（矢羽根、天気記号、気圧と気温の記入位置等）
 - ・船舶からの報告の記入場所が適切か。
 - ・記入漏れがないか。
 - ②高気圧、低気圧、前線
 - ・位置、中心気圧、進行方向及び速度（停滞等も含む）の記入が適切か。
 - ・記号に間違いがなく、さらに統一されているか。（LとHまたは高と低）
 - ・台風の予想進路（予報円）が適切か。
 - ・記入漏れがないか。
 - ③等圧線
 - ・放送等圧線の記入が適切か。
 - ・10hPa 毎に太くして気圧が記入されているか。（中心気圧が著しく低い台風等で、10hPa ごとの省略法で等圧線を描いている場合、密集により気圧の記入が困難であれば、最も外側の太線への記入のみでよい）
 - ・等圧線の交わりはないか、途中で切れていないか。
 - ・高気圧や低気圧及び前線付近の等圧線の書き方が適切か。
 - ・等圧線がなめらかになっているか。
 - ・等圧線に不都合はないか。
 - ④解析・予報
 - ・解析と予報が適切か。
- 天気図審査の配点については、気象通報の内容により、採点担当者と協議し、審査項目ごとの配点を加減できるものとする。

7 課題テスト

- 自然観察、救急知識、気象知識のすべての課題テストに共通課題 2 点分を含める。出題範囲は、予報第 1 号における「登山隊長による巻頭の文章」、「日程及びコース」、「概念図」、「主な地名の読み」、「開催都道府県の山」、「大会開催自治体の歴史と地理」とし、該当のページを事前に連絡する。
- 自然観察課題テストは、共通課題に加え、予報第 1 号で別途指定した範囲（該当のページを事前に連絡）、大会地図、1：25000 地形図を活用するうえで必要な基礎事項、主な登山用語（登山部報掲載）から出題する。実地の登山に役立つ知識の有無を審査する観点から、地図記号を書かせる、漢字表記の正誤を問題にする、といった出題は行わない。
- 救急知識課題テストは、共通課題に加え、統一学習資料 登山の医学「予防とファーストエイド」をもとに、傷病の予防や応急処置についての実践的な知識を問う内容を出題する。実地の登山に役立つ知識の有無を審査する観点か

ら、漢字表記の正誤を問題にする出題は行わない。

- (4) 気象知識課題テストは、共通課題に加え、統一学習資料「登山と気象知識」の「I 登山と気象」をもとに、気象現象の原因や仕組みと変化の傾向、気象に関する情報の活用、観天望気等についての実践的な知識を問う内容を出題する。また、予報第1号における、大会山域の気象についての記載も出題範囲とする（該当のページを事前に連絡）。実地の登山に役立つ知識の有無を審査する観点から、漢字表記の正誤を問題にする出題は行わない。
- (5) すべての課題テストは、黒色のボールペンをを用いて解答するものとする。

8 計画書

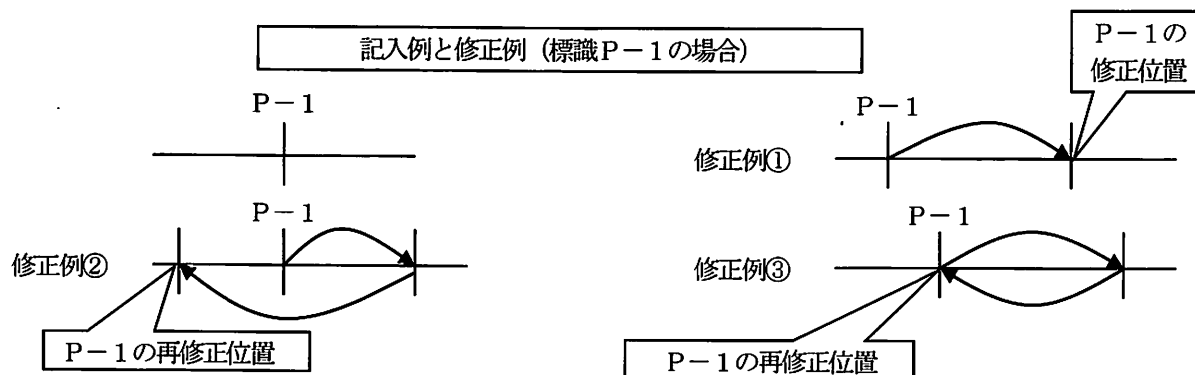
- (1) 登山計画書の記載が適切であるかを審査する。
- (2) 計画書を作成する能力を審査するため、すべてをメンバーで自作すること。予報、ガイドブック等からのコピー・部分的な改変のほか、男女出場校などにおける他チームとの共用も、各校が使用している様式、フォーマットを除いては不可である。特に概念図、断面図においては、部分的な改変があっても共用とみなす。
- (3) 計画書の構成は審査基準の項目順に従う。
- (4) 計画書の表紙に、所属するコース隊名、所属する班、県名・学校名を記載する。
- (5) 計画書はパーティの資料であると同時に、登山届けとしての提出物である。必要な情報を素早く見出すため、審査基準にあげた項目以外は基本的に含めず、第三者が見てもわかりやすいように記載する。
- (6) 緊急連絡先における留守本部とは所属校責任者をさし、休日・夜間の連絡先も含む。
- (7) 日程表には、学校（家または駅）から出発して学校（家または駅）に帰るまでを記入する。
- (8) 概念図には、主要地点名、ルートや尾根線、ルートとつながる他の登山道、主な道路・河川などを記入する。また、距離、方角がわかるようにする。
- (9) 断面図は縮尺1:25000の地形図または大会地図をもとに、水平距離と高度の比が1:4～1:6の範囲に収まるよう作成（高度を強調し、高度の100mが水平距離の400～600mと同じ長さになるようにする）し、主要地点名を記入する。
- (10) 食料計画には通常の朝食・昼食・夕食のほか、行動食・予備食・非常食すべてについて、献立、カロリー、分担、重量を記載すること。ただし、昼食と行動食を兼ねてもよい。
- (11) 救急装備表には医薬品リスト（医薬品名、使用法、所持量）を含む。
- (12) 予報2号および予報2号送付までに通知があった事項・変更等は計画書に反映させる。
- (13) 計画書における「主要地点」は、予報1号の「概念図」「コース案内」「行動予定表」および大会地図に記載されている地点から、事前に連絡する。

9 行動記録

- (1) 行動記録の記載が適切であるかを審査する。
- (2) 行動記録は配布された所定の様式による記録冊子に、日時の経過に沿って、事後に役立つ記載をする。
- (3) 行動記録における「主要地点」は、予報1号の「概念図」「コース案内」「行動予定表」および大会地図に記載されている地点から、事前に連絡する。また、主要地点以外で休憩した際は、その地点での記入も行う。
- (4) 「メンバーの体調」については、急変時を除いて、通過地点での記入は必要ない。ただし、チーム行動時にはチェックポイントにおいてメンバーの体調を記入すること。
- (5) 「コース概況・自然観察など」には、その地点までのコースの概況や自然環境等を記述する。それぞれ休憩時間の一部を利用して記載できる程度の簡潔なものでよい。「コース概況」とは、コースの状況、見どころ、危険箇所や注意すべき点のうち、特筆すべきことがらを書く。「自然観察」については、植生の全体像（落葉広葉樹林、草原、など）あるいは代表的な種（優占種や目立つもの）、またその山・場所を特徴づける種について記録する。天候の急変や不測の事態についてもこの欄に記載する。

10 読図技術

- (1) 地点確認ポイントは、地形やルートの特徴により、初見でも特定可能である水準を、設置の基準とする。
- (2) 地点確認の解答は配布された所定の地図に記入する。予備は用意しない。
- (3) 地点確認ポイントの表記は、太さ0.5mm以下の黒色の油性ボールペンで、登山道に直交する線で示し、あわせてポイント名を記入する。間違ったときは正しい線まで矢印を引いて示す。
- (4) 地点確認の許容誤差はすべて前後1mmとする。



(注) 修正例③の「半別不能」の例



※修正の場合、最初に記入した標識記号を起点として矢印を書くこと

11 マナー・自然保護

- (1) 他の登山者への配慮、自然保護をわかまえているかなど、マナー全般について審査する。
- (2) 就寝時を含め大会日程全体を審査の対象とする。

マナー・自然保護	観点	
	起床時間前の活動の有無	自然保護への配慮
	集合時間に遅刻する	休憩時のマナー
	指示違反	消灯後の活動の有無
	急な加・減速等、スタンドプレーの有無	その他の迷惑行為（審査員会で協議）
	課題テスト時の不正行為の有無	

- (3) 消灯時刻、起床時刻厳守に努めたいうえでもなお、トイレ、救護等の必要が生じた場合、就寝時間中であってもテント外に出ることを認める。その場合、他のテントに光を当てたり、声を出したりしてはならない。
- (4) 自然保護についてのマナーには最大限の注意を払う。ザックのデポもその点に留意するとともに、他の登山者にも配慮し、置く場所を考える。
- (5) 審査を意識してのスタンドプレーや、歩行ペースの急激な加減速をしてはならない。腕振りや足運びを4人で故意にそろえる行為が顕著な場合は、スタンドプレーと見なされる可能性がある。

12 その他

- (1) 監督・リーダー会議における回答は、基本的には事前に受け付けた質問および、それについての再質問に限定する。質問は学校名をつけて公表する。ただし、質問の内容によっては回答も公表もしない場合がある。
- (2) 課題テスト等の受験者は特定しない。
- (3) 登山行動中の選手と監督の接見は、コース隊長が認めた時だけとする。
- (4) テスト類返却時の質問は、明らかな採点ミス以外は受け付けない。内容に関して質問・意見がある場合は、後日、監督が文書で各都道府県の委員長を通して事務局に提出すること。
- (5) 補助具によらない歩行技術の審査のため、登山大会ではストックの使用を認めない。ストックの使用が確認された場合は、「歩行技術」の点数を0点とする。
- (6) 課題テストにおける不正行為や審査に係る携帯電話の使用が確認された場合は、当該の審査の得点を0点とする。
- (7) GPS機能を有する機器は、いかなるものも大会中に所持することはできない。所持が発覚した場合は、「読図技術」のすべてを0点とする。スマートホン、時計（スマートウォッチなど）、カメラ等、十分な注意が必要である。
- (8) 登山隊編成から解団式までは登山の行程として審査を行う。必要な装備、食料等は登山隊編成時点でメンバーが所持しておくべきものであり、水汲みや、大会運営で供する場合を除き、追加することはできない。メンバー以外（監督を含む）からの補給、あるいは自販機などによる購入が確認された場合、そのチームの全得点を参考点とし、順位は付けない。

チーム行動について

平成 27 年 11 月 21 日

全国常任委員会確認

1 チーム行動、パーティー行動の定義について

- (1) チーム行動とは、選手 4 名による行動形態とし、監督は別行動とする。
- (2) パーティー行動とは、選手と監督がともに行動する形態とする。

2 チーム行動の審査

- (1) 行動中は審査基準・審査確認事例に基づく審査を行う。
- (2) チーム行動はタイムレースではなく、コースの規定時間・制限時間を設け、その中で審査基準・審査確認事例に基づきチームの体力、歩行等を審査するものである。
- (3) チーム行動時における到着時刻は、原則として読図地図と記録書の記入の時間を含む。
- (4) 規定時間とは体力審査のための設定時間であり、制限時間とは大会運営のための設定時間である。

3 チーム行動中の行動形態

- (1) 行動中は先頭にコース副隊長、最後尾にコース隊長が位置する。先頭のコース副隊長を追い越さず、また最後尾のコース隊長に遅れることのない歩行ペースで行動すること。
- (2) コース中のチェックポイントと規定時間・制限時間は、「審査からの連絡（重要）」で連絡する。ただし、天候、コース状況で変更になる場合は、監督・リーダー会議または、朝の引き継ぎ式で再度連絡する。
- (3) 制限時間を超えた場合は、原則として行動を打ち切る。
- (4) ゴール方法等については、開催県、地形等の諸事情があるため、詳細については監督リーダー会議または、朝の引き継ぎ式で再度連絡する。

4 チーム行動における留意点

- (1) チーム行動中に前のチームを追い越す場合は、安全に配慮し、必ず声を掛ける等、追い越す意思を明確にすること。
- (2) 追い越しの意思表示を受けたチームは、安全な場所で追い越すチームに道を譲り、安全に配慮すること。
- (3) 読図ポイントにおいて立ち止まったり、コースを戻ったりしてもよいが、他のチームの邪魔にならないようにすること。
- (4) チーム行動中に休憩を取る場合は他のチームの登山行動の邪魔にならないようにすること。読図ポイントの近くでは休憩しない。
- (5) 審査員の付近では、審査に支障をきたすため、原則として止まらないこと。
- (6) 詳細に関しては、再度、監督・リーダー会議で確認する。

班離脱・隊離脱・行動離脱・棄権についての整理・確認

平成 27 年 11 月 21 日

全国常任委員会確認

1 班離脱

その日の体力点を 30%とする。

隊行動において、再三 7～8 m の間隔が空く、または歩けなかったら、班長はコース隊長に連絡し、遅れ気味のパーティー全員（4 人）を班から外し、コース隊長の前に出す。この時点で班離脱となる。選手は自力で歩く。体調が回復し他に迷惑がかからないようであれば、復帰させてもよい。

2 隊離脱

その日の体力点を 10%とする。

隊行動において、班離脱後、さらにコース隊長が隊全体を把握するのに支障が出るほど遅れるようであれば、コース隊長の判断により、隊の最後尾（隊長の後ろ）に回す。この時点で隊離脱とする。

またチーム行動において、隊長より後ろになった場合も隊離脱として扱う。コース隊長は必要とあれば、医師の診断を依頼する。

3 行動離脱

その日のすべての審査を 0 点とする。

隊行動において、隊離脱後、さらに遅れるようであれば、コース隊長は医師のアドバイスを受け、支援を受けさせるかどうかを判断する。支援を受けた時点で行動離脱となる。

チーム行動において、制限時間を超え運営上の必要から行動を打ち切る場合は、原則として行動離脱となる。

－ 補 足 －

- ・ その日の隊の幕営地で幕営することによって復帰とする。
- ・ 最終行動日は解団式に参加することをもって復帰とする。
- ・ 復帰できないときは棄権となる。
- ・ 行動役員から飲料水をもらうことは「支援を受ける」ことである。
- ・ 通常の登山行動の休憩中に医師の診察・助言を受けることは「支援を受ける」ことにはならない。
- ・ 当該チームの装備品を用いて、チームのメンバーで処置することは「支援を受ける」ことにならない。それ以外については「支援を受ける」ことになる。
- ・ 医師の診断により、幕営地内の救護所での休養を必要とし、全員そろって幕営できなかったとき、翌日は行動離脱とする。

4 棄権

すべてを参考点とし、順位をつけない。

（病院収容・宿舎収容などで全員そろって幕営できなかったとき／監督から申し出があったとき／監督が不在となったとき棄権となる。）

登山隊長・中央総務委員長・コース隊長・支援隊長・設営隊長・医師のいずれかが棄権させた方がよいと判断した場合は、協議のうえ登山隊長の命で、選手・監督に棄権を勧告する。

棄権の申し出は、当該パーティー監督から登山隊長に直接、または中央総務委員長・コース隊長・設営隊長を通じて行うものとする。申し出があった時点で棄権となる。

5 大会離脱

すべての審査を 0 点とし、順位をつけない。

閉会式に参加しないこと。ただし、大会本部が認めたものについては、閉会式に参加できなくても大会離脱とならない。

登山大会服装規定

平成 27 年 8 月 6 日
全国専門委員長会議確認

- 1 上半身は、手首までを覆うことができる衣服（以下、長袖と称する）を必ず携行すること。
 - (1) ここでいう長袖は、半袖の衣服に、脇から手首までを覆うことができるアームカバーを組み合わせた場合も含むものとする。
 - (2) 特に指示がない場合は半袖での行動も認めるが、長袖着用の指示がある場合には必ず従うこと。
- 2 上半身に着用している衣服のうち、少なくとも 1 枚は襟付きまたは首を覆うことができるものであること。
- 3 上半身に着用している衣服のうち、裾が尾底骨の位置より下になるものについては、ズボンの中に入れて着用すること。
- 4 登山シャツ左胸には校名の表示を行うこと。校名の表示は縫いつけまたは刺繍により行うこと。粘着テープ類の転用は認めない。
- 5 下半身は、肌が露出する部分があってはならない。長ズボン、タイツ（運動用、登山用に限る）、ニッカー（ニッカーホースとの組合せ）のいずれかを着用すること。
- 6 靴は、足首を守る観点から、くるぶしを覆う登山靴を使用すること。

登山大会課題テスト作成の指針

平成 30 年 11 月 17 日

全国常任委員会確認

基本的な考え方

- ・ 自立した登山者として行動できるための、登ろうとする山やコース、その土地の理解という事前準備の態度と、登山中やその準備段階で想定されるあらゆる状況に的確に対応できるような実践的な能力を身につけているかを問う出題を行う。
- ・ 「登山を行う以上は知っているべきこと」として、誰からも納得が得られるような出題を心がける。
- ・ 実際の登山の状況下では想定されないような要素が得点を左右することのないよう、注意する。
例 1：漢字で答えさせ、誤字で減点するような出題はしない。
例 2：地図記号を書かせるようなことはしない。
例 3：大会コースへの関係が薄い事柄については、出題が妥当かどうか慎重に判断する。

共通課題のねらい

- ・ どのような山やコースに向かうのか、その特徴や留意点を知っていることを求める。山中での他者との情報交換の場面を想定すれば、地点名が正しく読めることも欠かせない。

自然観察課題のねらい

- ・ 山やコースの特徴を、植生や地質なども含めてより深く理解し、また地図の上でも事前研究できていること、地形図から登山に必要な様々な情報を正確に読み取ることができること、基本的な登山用語が理解できていることを求める。

救急知識課題のねらい

- ・ 実際に登山中や幕営中に生じる可能性のある傷病について、その対処や予防の方法を理解していることを求める。リアリティーのある状況設定のもとで判断できることが必要である。

気象知識課題のねらい

- ・ 様々なソースで提供される予想天気図を山行前にチェックし、どのような天気や風、気温になりそうか、どのような注意が必要か考えることができるようになることや、体感温度や気温減率の正しい知識を有し、目的地が暑くなる、寒くなるといった想定を的確にできたり、実際に雲を観察するなどして観天望気を行うことができたりといった、実践的な能力を身につけることを目的に出題する。

全国高等学校登山大会「審査基準と指導目標」等の改訂記録

H2年(1990)宮城大会全国委員会

現行の審査基準へ全面改訂が提案され、「時間点」を除いて承認。

体力の「チーム行動として定められたコース、区間を、一定の負荷で登山し、その所要時間を評価する」という、いわゆる「時間点」に異論が出されて採決。

時間点実施に賛成の人 12名

時間点実施を引き続いて検討 26名

保留 10名

ということで、審査基準はその部分を除いて承認。

H4年(1992)宮崎大会全国委員会

負荷重量方式の提案も否決。

時間点に変えて、一定負荷を定める「負荷重量方式」が提案されるが、

反対 23 賛成 12 保留 4

で否決される。

結局、審査基準の「チーム行動として定められたコース、区間を、一定の負荷で登山し、その所要時間を評価する」の部分と、検討中とされていた審査基準細則の体力・歩行に関するものはすべてを削除し、加えて、時間点をはずした負荷重量方式も否決して、「来年度の大会は従来どおり」と確認。

体力は「集団登山形式のもとで定められたコースを登山し総合的に評価する」という、現行基準に最終決着する。

H5年(1993)常任委員会

「炊事5点」を「知識」から「生活技術」に移す。

H6年(1994)富山大会全国委員会

審査基準細則 「行動に関するもの」

体力 1日10点×3日=30点

内 班離脱3点 隊離脱1点 リタイア0点

従来もそのようにやっていたが、明記した方がよいので載せることを承認。

質問に答えて：「3日」について、「これは原則ということです。今回は1日目からハードな行動があります。このような場合は、1日目と4日目を10点ということで審査したいと思います。」

H7年(1995)鳥取大会 全国委員会

審査基準を改訂

修理具、医薬品の内容を次の通りとする。

修理具……ペンチ、針金、針と糸、ガムテープまたはリペアテープ

医薬品……風邪薬、整腸剤、鎮痛（解熱）剤、消毒薬、虫さされ薬、体温計、三角布、
包帯、カットバン、湿布薬

装備の項目から「石油コンロ」を省く。

H11年(1999)常任委員会

審査項目等の変更

裁縫用具は個人装備から団体装備へ移し、整腸剤は胃腸薬へ拡大する。

H13年(2001)熊本大会 全国専門委員長会議

この間、誤植等が重なって基準に混乱があったため正確な文書表現を探り求めて修正確認。

また、「審査確認事例」を部報掲載して翌年度審査に活用することを確認。

H13年(2001)熊本大会

審査員会のマニュアル的な資料として「隊別協議資料」と「審査のながれ」を作成して活用をはじめる。

H13年(2001)秋季常任委員会

「審査確認事例」を確認。13年度部報に掲載。

H14 年（2002）茨城大会 全国専門委員長会議

審査基準改訂と審査基準細則を削除

実施要領の文頭への移動。

計画書に、行動食、非常食、医薬品所持量等の項目を追加し、救急処置法等を削除。

態度に自然保護を追加。

「注」として欄外に記載されていた医薬品・修理用具等の内容は「審査確認事例」で表記することとして削除。

審査基準細則もその内容を「審査確認事例」の中に活かすこととして削除することを決定。

H14 年（2002）茨城大会

審査員会資料を「02 審査隊別協議資料」「02 審査のながれ」に改訂、「審査確認事例」の活用開始。

H14 年（2002）秋季常任委員会

「審査確認事例」の一部改訂を確認。14 年度部報に掲載。

H15 年（2003）長崎大会 全国専門委員長会議

気象テキスト「登山と気象知識」を提案。天気図の 4 hPa 化、気象テスト新設を予備提案。

H15 年（2003）長崎大会

審査員会資料を「03 審査協議資料」「03 審査のながれ」に改訂して活用。

H15 年（2003）秋季常任委員会

天気図の 4 hPa 化と気象テスト新設は継続課題とすることを確認。

H16 年島根大会から、天気図用紙を 2 号用紙から 1 号用紙に変更を決定。

「班離脱・隊離脱・行動離脱・棄権についての整理・確認」を確認。

「審査確認事例」の一部改訂を確認。15 年度部報に掲載。

H16 年（2004）島根大会 全国専門委員長会議

半袖シャツを認める文面に審査基準を改訂。

「登山の医学ハンドブック」を救急テキストに指定し、全国大会の「救急テスト」もテキストの中で指定することとした。

登山用語集「主な登山用語」を部報掲載し、「自然観察テスト」の試験範囲に加えることとした。

天気図の 4 hPa 化、気象テスト新設については統一的な意見集約に至らないため、継続課題とすることを確認。

H16 年（2004）秋季常任委員会

「審査確認事例」の一部改訂を確認。16 年度部報に掲載。

H17 年（2005）3 月 H16 年度部報（No.48）

統一学習資料として「登山と気象知識」を掲載。

H17 年（2005）千葉大会 全国専門委員長会議

気象テスト新設を再度、予備提案。導入に向けて研究することが確認された。

H17 年（2005）千葉大会

審査員会資料を「05 審査協議資料」「05 審査のながれ」に改訂して活用。

H17 年（2005）秋季常任委員会

「審査確認事例」の一部改訂を確認、17 年度部報に掲載。

「気象テスト」実施原案を承認、18 年全国専門委員長会議に提案を承認。

H18 年（2006）奈良大会 全国専門委員長会議

「気象テスト」実施案を承認。19 年 3 月、部報に「審査基準」の一部改訂を告知し、19 年佐賀大会から気象テストを実施することが承認された。

H18 年（2006）奈良大会

審査員会資料を「06 審査協議資料」「06 審査のながれ」に改訂して活用。

H18 年（2006）秋季常任委員会

「審査基準」の一部改訂案の承認。「審査確認事例」の一部改訂提案を承認。18 年度部報に掲載。

「審査基準」6. 気象の「審査内容」に「気象に関する基礎的な知識がある。」の一文、「審査項目」に「基礎的知識の課題」の一文を加筆した。

「審査確認事例」に天気図審査5点、気象課題テスト2点の配点とし、気象知識テストは統一学習資料「登山と気象知識」から出題することを明記した。

H19年(2007)3月 H18年度部報 (No.50)

「気象」に関して、「審査基準」の一部改訂を告知。

H19年(2007)8月 佐賀大会

審査委員会資料を「07 審査協議資料」「07 審査のながれ」に改訂して活用。気象知識テスト実施。

H19年(2007)秋季常任委員会

「審査確認事例」の一部改訂を確認、19年度部報に掲載。

H20年(2008)8月 埼玉大会 全国専門委員長会議

「審査基準」の一部改訂案の承認。20年度部報に掲載。

「審査基準」3. 装備のサブザック行動時の共同携行品、個人携行品を明示した。

統一学習資料「登山と救急知識」(案)を予備提案。

H20年(2008)8月 埼玉大会

審査委員会資料を「08 審査協議資料」「08 審査のながれ」に改訂して活用。

H20年(2008)秋季常任委員会

「審査確認事例」の一部改訂を確認、20年度部報に掲載。

「体力」、「歩行」、「設営・撤収」、「炊事」、「マナー・パーティシップ・自然保護」について、審査の「観点」を公表。

統一学習資料「登山と気象知識」の一部改訂を確認。

H21年(2009)3月 H20年度部報 (No.52)

「装備」に関して「審査基準」の一部改訂を告知。

「審査確認事例」の一部改訂を告知。

統一学習資料「登山と気象知識」の一部改訂を掲載。

H22年(2010)3月 H21年度部報 (No.53)

「審査確認事例」の一部改訂を告知。統一学習資料「登山と救急知識」を新規掲載。「登山用語」の一部改訂を掲載。

H23年(2011)3月 H22年度部報 (No.54)

「審査基準」、「審査確認事例」の一部改訂を掲載。

H24年(2012)3月 H23年度部報 (No.55)

「審査確認事例」の一部改訂告知。統一学習資料「登山と気象知識」の一部改訂を記載。

「チーム行動について」を文言整理のうえ掲載。

H25年(2013)3月 H24年度部報 (No.56)

「審査確認事例」の一部改訂告知。統一学習資料「登山と気象知識」、「登山と救急知識」の一部改訂を記載。

H26年(2014)3月 H25年度部報 (No.57)

「審査確認事例」の一部改訂告知。統一学習資料「登山と救急知識」の一部改訂を記載。

H27年(2015)3月 H26年度部報 (No.58)

「審査確認事例」の一部改訂告知。

H28年(2016)3月 H27年度部報 (No.59)

「〈審査基準と指導目標〉」、「審査確認事例」を改訂。配点を変更し、「読図技術」を独立した区分とした。「登山大会服装規定」を新規掲載。統一学習資料「登山の医学「予防とファーストエイド」」を新規掲載。

H29年(2017)3月 H28年度部報 (No.60)

「審査確認事例」の「体力」、「歩行技術」、「装備、計画書」、「マナー・自然保護」を改訂。「チーム行動について」、「班離脱・隊離脱・行動離脱・棄権についての整理・確認」を平成27年の全国常任委員会において確認した内容に変更。「予防とファーストエイド」の一部改訂を掲載。

H30年(2018)3月 H29年度部報 (No.61)

「地上天気図の書き方」「主な登山用語」の一部改訂を掲載。

H31年(2019)3月 H30年度部報 (No.62)

「〈審査基準と指導目標〉」、「審査確認事例」「班離脱・隊離脱・行動離脱・棄権についての整理・確認」の一部改訂を掲載。「登山大会課題テスト作成の指針」を新規掲載。

R2 年(2020)3 月 R1 年度部報 (No63)

「審査確認事例」の3(7)、9(4)(5)の改訂を掲載(9(6)(7)は削除)。「班離脱・隊離脱・行動離脱・棄権についての整理・確認」の3の補足の1項目追加を掲載。「登山大会服装規定」の6の追加を掲載。

R4 年(2022)3 月 R3 年度部報 (No65)

「審査確認事例」の3(24)を新たに追加し、12(6)の改訂を掲載。「チーム行動について」の2(3)を新たに追加し、3(3)の改訂を掲載。「班離脱・隊離脱・行動離脱・棄権についての整理・確認」の3の補足の1項目を本文に移し、補足の1項目を改訂、1項目を削除、1項目を新たに追加、5の改訂を掲載。

R5 年(2023)3 月 R4 年度部報 (No66)

「審査確認事例」の3(4)の2文目以下を新たに追加、(7)の文中の単語を1つ変更、(9)の文章を大幅に変更、(12)の2文目以下の文章を大幅に変更、5(2)の3文目を追加、7(1)の2文目に一部文言を追加、8(2)の2文目に一部文言を追加、(10)を新たに追加したものを掲載。「チーム行動について」の4(5)を新たに追加し掲載。「班離脱・隊離脱・行動離脱・棄権についての整理・確認」の5の2文目を新たに追加し掲載。

R6 年(2024)3 月 R5 年度部報 (No67)

「審査基準と指導目標」のII-3の審査細目の単語を1つ変更。「審査確認事例」の3(4)の4文目を新たに追加、(7)の文の一部を加筆、(8)を削除、(13)の一部を変更、(14)を新たに追加、(17)を変更、2(9)を12(5)に移動し2文目を加筆したものを掲載。「服装規定について」の2の一部を変更、4の一部を変更した上で(2)を削除し掲載。

・【改訂後】の下線の引かれた部分が今回の改訂箇所です。

●審査基準と指導目標について

Ⅱ 生活技術：3 装備

防寒具→防寒着

●審査確認事例について

3 装備

(4) [4 文目を加筆]

【改訂前】装備検査の対象となった装備品は、携行している状態のままで提示する。防水については、個々にジッパー付きポリ袋もしくは防水機能付き袋に入れ、必ず封をする。ただし、シュラフについては大型のポリ袋で包みこむことも認める。

【改訂後】装備検査の対象となった装備品は、携行している状態のままで提示する。防水については、個々にジッパー付きポリ袋もしくは防水機能付き袋に入れ、必ず封をする。ただし、シュラフについては大型のポリ袋で包みこむことも認める。個々に防水をする必要のあるものについては、他のものと同封しないこと。

(7) [1 文目を一部加筆]

【改訂前】救急装備は、医薬品類として消毒薬・虫さされ薬・湿布薬・救急絆創膏、またはそれに付随するものとして体温計・三角巾・包帯・テーピング（幅 35mm 以上、巻きの厚さが 1cm 以上）を所持する。風邪薬・整腸剤（胃腸薬）・鎮痛（解熱）剤等は、必要ならば個人で持参する。

【改訂後】救急装備は、医薬品類として消毒薬・虫さされ薬・湿布薬・救急絆創膏、またはそれに付随するものとして体温計・三角巾・包帯・テーピング（幅 35mm 以上、巻きの厚さが 1cm 以上で固定するための非伸縮性のテープ）を所持する。風邪薬・整腸剤（胃腸薬）・鎮痛（解熱）剤等は、必要ならば個人で持参する。

(8) [項目の削除]

※現行の（9）～（14）を（8）～（13）に項目番号を変更する。

(13) [一部変更]

【改訂前】防寒具はウール素材（ウール 30% 以上のもの）かフリース（ポリエステル製起毛仕上繊維）素材、羽毛素材で、長袖のものとする。

【改訂後】防寒着はウール素材か羽毛素材、フリース素材等厚みのある保温性の高いもので、長袖のものとする。

(14) [項目の新設]

【改訂後】着替は、大会中、連日山行を続けるということを考慮し、健康や体力等を維持するために濡れた時に着替えをする際に必要とする衣類を指す。

※上記の項目を現行の（14）の後に入れる。

(17) [変更]

【改訂前】LED ヘッドランプは予備電球不要。

【改訂後】充電式のヘッドランプについては、充電できるバッテリー等を持参する。

12 その他

(5) [項目の移動および 2 文目の加筆]

【改訂後】補助具によらない歩行技術の審査のため、登山大会ではストックの使用を認めない。ストックの使用が発覚した場合は、「歩行技術」の点数を 0 点とする。

※現行の 2（9）を 12（4）の後に移動する。現行の 12 は（5）～（7）を（6）～（8）に項目番号を変更する。

●服装規定について

2 [一部変更]

【改訂前】上半身に着用している衣服のうち、少なくとも 1 枚は襟付きのもの（ジップアップ式のもの
は首を覆うことができるもの）であること。

【改訂後】上半身に着用している衣服のうち、少なくとも 1 枚は襟付きまたは首を覆うことができるもの
であること。

4 [一部変更および(2)の削除]

【改訂前】最も外側に着用する上衣左胸には校名の表示を行うこと。

(1) 校名の表示は縫いつけまたは刺繍により行うこと。粘着テープ類の転用は認めない。

(2) (1)の規定は、雨具には適用しない。

【改訂後】登山シャツ左胸には校名の表示を行うこと。校名の表示は縫いつけまたは刺繍により行うこと。
粘着テープ類の転用は認めない。